

第20回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

平成29年3月29日（水曜日） 午前10時

開催場所

東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール（青学会館）3階「ナルド」

決議事項

- 第1号議案 吸収分割契約承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役報酬額決定の件

目次

定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	24
連結計算書類等	44
計算書類等	48

株 主 各 位

東京都港区南麻布二丁目12番3号
サイオテクノロジー株式会社
代表取締役社長 喜 多 伸 夫

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を**株主総会当日に会場受付にご提出**ください。

当日ご欠席の場合



①郵送（書面）による議決権の行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限 **平成29年3月28日（火曜日）午後5時30分到着分まで**



②電磁的方法（インターネット）による議決権の行使の場合

お手元のパソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。当該ウェブサイトのご利用に際しては、54頁から55頁に記載の『インターネットによる議決権行使について』をご覧くださいようお願い申し上げます。

行使期限 **平成29年3月28日（火曜日）午後5時30分まで**

記

1. 日 時 平成29年3月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール（青学会館）3階「ナルド」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第20期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 吸収分割契約承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役報酬額決定の件

4. その他株主総会招集に関する事項

◎代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書及び連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書及び個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sios.com>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以上

ご案内

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sios.com>）において修正後の内容を掲載させていただきます。
3. 当日ご出席いただきました株主様にお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様につき1個とさせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 吸収分割契約承認の件

1. 提案の理由

当社は、グループ戦略機能及びガバナンス・コンプライアンス機能の強化、各事業会社の持続的成長、M&Aの加速を目的として、吸収分割の方法により持株会社体制へ移行することといたしました。本議案は、当社を吸収分割会社、当社の100%子会社であるサイオステクノロジー分割準備株式会社を吸収分割承継会社とし、当社のグループ管理事業以外の全ての事業の承継を行う吸収分割契約につき、ご承認をお願いするものであります。

本吸収分割の効力は、本議案と第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決及び当局による許認可等を条件として、平成29年7月1日付で発生する予定であります。また、同日付で、当社は「サイオス株式会社」に、サイオステクノロジー分割準備株式会社は「サイオステクノロジー株式会社」に、それぞれ商号を変更いたします。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書（写）

サイオステクノロジー株式会社（以下「甲」という。）及びサイオステクノロジー分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、甲が営むグループ管理事業以外の全ての事業（ソフトウェア製品の開発・販売・サポート、情報システムの受託開発、システム基盤構築、運用サポート等に関する事業を含むが、これらに限定されない。以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（会社分割の方法並びに当事者の商号及び住所）

1. 甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により本件事業に関して有する第2条第1項に定める本承継対象権利義務を、第5条に定める効力発生日をもって乙に承継させ、乙はこれを承継する。
2. 本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：サイオステクノロジー株式会社

住所：東京都港区南麻布二丁目12番3号 サイオスビル

（乙）吸収分割承継会社

商号：サイオステクノロジー分割準備株式会社

住所：東京都港区南麻布二丁目12番3号 サイオスビル

第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式1,800株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務に代わり割当交付する。

第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金及びその他利益剰余金の額は、次のとおりとする。ただし、第5条に定める効力発生日における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 資本金 | 90百万円 |
| (2) 資本準備金 | 25百万円 |
| (3) その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |
| (4) 利益準備金 | 0円 |
| (5) その他利益剰余金 | 0円 |

第5条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日は、平成29年7月1日（以下、「効力発生日」という。）とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を得るものとし、かつ、労働者保護手続その他関連法令により本件分割に必要な手続をすべて完了させるものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

2. 乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を得るものとし、かつ、債権者保護手続その他関連法令により本件分割に必要となる手続をすべて完了させるものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（競業避止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について一切競業避止義務を負わない。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

平成29年2月16日

(甲) 東京都港区南麻布二丁目12番3号サイオスビル
サイオステクノロジー株式会社

代表取締役社長 喜多 伸夫 ㊟

(乙) 東京都港区南麻布二丁目12番3号サイオスビル
サイオステクノロジー分割準備株式会社

代表取締役社長 喜多 伸夫 ㊟

(別紙)

【承継権利義務明細表】

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成28年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

現金及び預金、売掛金、仕掛品、前渡金、前払費用、未収入金、貸倒引当金、その他流動資産等

(2) 固定資産

効力発生日における本件事業に係る以下の資産

工具・器具及び備品、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定、その他固定資産等

2. 承継する負債

本件事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債

未払費用、前受金、預り金、その他流動負債等

(2) 固定負債

効力発生日における本件事業に係る以下の負債

退職給付引当金、その他の固定負債等

3. 承継する雇用契約等

本吸収分割の効力発生日において本件事業に従事する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他知的財産権は承継しないものとし、乙が本件事業に使用するものについては、別途協議の上、甲が乙に使用許諾する。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約（添付に記載の賃貸借契約を除く。）上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものとして、別途甲乙協議の上で定めた場合には、この限りでない。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除き、その内容については、別途協議の上、これを定める。

以上

(添付)

承継対象外の賃貸借契約

賃貸人	契約書名（ビル名）	契約締結日
日本プライムリアルティ投資法人	賃貸借契約書 (サイオスビル)	平成25年1月31日
宮島醤油フレーバー株式会社	建物賃貸借契約書 (MSFビル)	平成27年3月5日
三菱倉庫株式会社	賃貸借契約書 (名古屋ダイヤビルディング1号館)	平成27年7月15日
株式会社大西	賃貸借契約書 (船場大西ビル)	平成27年7月30日
三井住友信託銀行株式会社	賃貸借契約書 (NBFプラチナタワー)	平成28年6月9日

3. 会社法施行規則第183条各号等に掲げる事項の内容の概要

(1) 承継会社が吸収分割会社に交付する株式の数並びに承継会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

① 吸収分割により承継会社が吸収分割会社に交付する株式の数

サイオステクノロジー株式会社（以下、「吸収分割会社」といいます。）は平成29年7月1日を効力発生日とする吸収分割により、当社が営む一切の事業（ただし、株式または持分を保有する会社の事業活動に対する支配または管理及びグループ運営に関する事業を除きます。）をサイオステクノロジー分割準備株式会社（以下、「承継会社」といいます。）に承継させる吸収分割契約を締結しました。

本吸収分割に際して、吸収分割会社は承継会社との間において、承継会社が1,800株を新たに発行し、その全てを吸収分割会社に交付することと決めました。承継会社は吸収分割会社の100%子会社であり、また、本吸収分割に際して承継会社が発行する株式の全てが吸収分割会社に交付されることから、吸収分割会社に交付される承継会社の株式数は両者協議の上で決定しており、相当であると判断しております。

② 吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額

承継会社が本吸収分割に際して増加させる資本金及び資本準備金、利益準備金の額は次のとおりであり、本吸収分割後における承継会社の事業内容及び吸収分割会社から承継する権利義務等に照らして相当な額であると判断しております。

承継会社	資本金	資本準備金	利益準備金
サイオステクノロジー分割準備株式会社	90百万円	25百万円	—

(2) 承継会社の計算書類等の内容

第1期事業年度は、会社設立日である平成29年2月2日に開始したため、本書類作成日現在終了しておりません。よって、第1期の事業年度に関する計算書類等は作成しておりません。以下に、承継会社の成立の日の貸借対照表を記載しております。

貸借対照表 (平成29年2月2日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	—
現金及び預金	10	純資産の部	
固定資産	—	資本金	10
資産合計	10	負債及び純資産合計	10

(3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

(4) 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 平成29年2月16日付「会社分割による持株会社体制移行に伴う吸収分割契約締結及び商号の変更に
関するお知らせ」において開示のとおり、当社は、平成29年7月1日（予定）を効力発生日とする吸
収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）により、持株会社体制へ移行する予定です。これに伴
い、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）を変更するものであります。当該定款変更につきま
しては、定款変更案附則第2条に、平成29年3月29日開催予定の当社第20回定時株主総会（以下、
「本定時株主総会」といいます。）に付議される吸収分割契約の承認の件が原案通り承認可決されるこ
と及び本件吸収分割の効力が発生することを条件として、本件吸収分割の効力発生日に変更の効力が
生じる旨の規定を設けることにより、同日をもって効力が発生するものとします。なお、定款変更案
附則第2条につきましては、同第3条により、当該定款変更の効力発生日をもって削除されます。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴
い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、平
成28年12月26日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しております
とおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締
役会の監督機能を高め、監査体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンス体制の充実を
図るため、本定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行
することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員
である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等
の変更を行うものです。当該定款変更につきましては、本定時株主総会の終結の時をもって効力が発生
するものとします。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行
うことができる旨を定款変更案第43条（剰余金の配当等の決定機関）として新設及び現行定款第48
条を変更するとともに、不要となる現行定款第10条及び第49条を削除するものです。当該定款変更
につきましては、本定時株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。
- (4) その他、上記の各変更に伴う条数の変更及び監査役の責任免除に関する経過措置に係る附則第1条の
新設等所要の変更並びに一部字句の修正を行うものであります。当該定款変更につきましては、本定
時株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、変更案第1条および第2条を除く本議案における定款変更については、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>
<p>(商号) 第1条 当社は、<u>サイオステクノロジー株式会社</u>と称し、英文では、<u>SIOS Technology, Inc.</u>と表示する。</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>サイオス株式会社</u>と称し、英文では、<u>SIOS Corporation</u>と表示する。</p>
<p>(目的) 第2条 当社は、次の<u>事業を営む</u>ことを目的とする。</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む)、<u>組合(外国における組合に相当するものを含む)、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</u></p>
<p>(1) ~ (7) <条文省略></p>	<p>(1) ~ (7) <現行どおり></p>
<p>(8) <u>前各号の事業に関連又は付帯する一切の事業および出資並びにこれらの事業を営む国内および外国の会社、組合およびこれに相当する事業を営む事業体の株式又は持分を所有することによる当該会社等の事業活動の支配、管理および支援(当該会社等の経営管理および事業運営に関する業務の一部の受託を含む。)</u> <新設></p>	<p><削除></p>
<p>(本店の所在地) 第3条 <条文省略></p>	<p>2 当社は、前項各号およびこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</p> <p>(本店の所在地) 第3条 <現行どおり></p>
<p>(機関) 第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p>	<p>(機関) 第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削除> (3) 会計監査人</p>

現行定款	変更案
(公告の方法) 第5条 <条文省略>	(公告の方法) 第5条 <現行どおり>
第2章 株式 第6条～第9条 <条文省略>	第2章 株式 第6条～第9条 <現行どおり>
(取締役会決議による自己株式の買受け) 第10条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u>	<削除>
第11条～第12条 <条文省略> 第3章 株主総会	第10条～第11条 <現行どおり> 第3章 株主総会
第13条～第19条 <条文省略> 第4章 取締役および取締役会	第12条～第18条 <現行どおり> 第4章 取締役および取締役会
(員数) 第20条 当社の取締役は、8名以内とする。 <新設>	(員数) 第19条 <u>当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。</u> 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。 2 <条文省略> 3 <条文省略>	(選任方法) 第20条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2 <現行どおり> 3 <現行どおり>
(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	(任期) 第21条 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <削除>

現行定款	変更案
<p><新設></p>	<p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p><新設></p>	<p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p><新設></p>	<p>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 <条文省略></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 <現行どおり></p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 <条文省略></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 <現行どおり></p>
<p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法) 第26条 <条文省略></p>	<p>(取締役会の決議方法) 第25条 <現行どおり></p>
<p><新設></p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(取締役会規程) 第28条 <条文省略></p>	<p>(取締役会規程) 第28条 <現行どおり></p>
<p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</p>
<p>(相談役および顧問) 第30条 <条文省略></p>	<p>(相談役および顧問) 第30条 <現行どおり></p>
<p>(取締役の責任免除) 第31条 <条文省略> 第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(取締役の責任免除) 第31条 <現行どおり> <削除></p>
<p>(員数) 第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p><削除></p>
<p>(選任方法) 第33条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p><削除></p>
<p>(任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><削除></p>

現行定款	変更案
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、会日3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(報酬等)</p> <p>第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 <u>当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	<p><削除></p>

現行定款	変更案
<新設>	第5章 監査等委員会
<新設>	(常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。
<新設>	(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
<新設>	2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。
<新設>	(監査等委員会の決議方法) 第34条 監査等委員会の決議は、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数で行う。
<新設>	(監査等委員会の議事録) 第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
<新設>	(監査等委員会規程) 第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第42条～第43条 <条文省略>	第37条～第38条 <現行どおり>
第7章 執行役員	第7章 執行役員
第44条～第46条 <条文省略>	第39条～第41条 <現行どおり>
第8章 計算	第8章 計算
(事業年度) 第47条 <条文省略>	(事業年度) 第42条 <現行どおり>

現行定款	変更案
<p><新設></p>	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>) <u>第43条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>(<u>期末配当の基準日</u>) <u>第48条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p>	<p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>) <u>第44条</u> <現行どおり></p>
<p><新設></p>	<p><u>2</u> 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p>
<p><新設></p>	<p><u>3</u> 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(<u>中間配当の基準日</u>) <u>第49条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p>	<p><削除></p>
<p>(<u>配当財産の除斥期間</u>) <u>第50条</u> <条文省略></p>	<p>(<u>配当財産の除斥期間</u>) <u>第45条</u> <現行どおり></p>
<p><新設></p>	<p>附則</p>
<p><新設></p>	<p>(<u>監査役の実任免除に関する経過措置</u>) <u>第1条</u> 当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であった者を含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p><新設></p>	<p>(<u>効力発生日</u>) <u>第2条</u> 第1条（商号）、第2条（目的）の変更は、平成29年3月29日開催の当社定時株主総会に付議された吸収分割契約承認の件における吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割の効力発生日に効力が発生するものとする。</p>
<p><新設></p>	<p><u>第3条</u> 附則第2条及び本条は、前条に係る定款変更の効力発生日を以て削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（5名）は監査等委員会設置会社への移行に関する定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に関する定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p>再任</p> <p>きたのぶお 喜多伸夫 (昭和34年8月3日生)</p> <p>所有する当社株式の数 258,900株</p> <p>当社との特別の利害関係 なし</p> <p>取締役会出席回数 開催26回／出席26回</p>	<p>昭和57年4月 稲畑産業株式会社入社 平成11年7月 ノーザンライツコンピュータ株式会社代表取締役社長 平成14年1月 当社代表取締役社長 平成18年3月 当社代表取締役社長最高業務執行役員（現任） 平成20年2月 株式会社グルージェント取締役（現任） 平成25年11月 Glabio, Inc.取締役（現任） 平成27年6月 BayPOS, Inc.取締役（現任） 平成27年10月 SIOS Technology Corp.取締役（現任） Profit Cube株式会社取締役会長</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、これまで代表取締役社長として当社グループを牽引し、豊富な経営経験に基づき、グループ全体の企業価値向上に資するべく役割を務めており、取締役として適任であると判断し、取締役の候補者といいたしました。</p>
2	<p>再任</p> <p>おおつか あつし 大塚厚志 (昭和42年7月4日生)</p> <p>所有する当社株式の数 84,600株</p> <p>当社との特別の利害関係 なし</p> <p>取締役会出席回数 開催26回／出席26回</p>	<p>平成3年4月 株式会社横浜銀行入社 平成4年10月 株式会社大塚商会入社 平成11年12月 当社取締役 平成12年9月 当社常務取締役 平成13年7月 株式会社アルファシステム代表取締役社長 平成14年7月 株式会社フォーク代表取締役社長 平成22年4月 当社専務執行役員 平成23年3月 当社取締役専務執行役員（現任） 平成27年6月 株式会社キーポート・ソリューションズ取締役（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社グループの様々な事業の業務執行を牽引し、長年の経験によりグループ企業経営及び事業会社の運営に係る豊富な見識・実績を有しており、取締役として適任であると判断し、取締役の候補者といいたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<p>再任</p> <p>もりた のぼる 森田 昇 (昭和38年9月18日生)</p> <p>所有する当社株式の数 一株</p> <p>当社との特別の利害関係 なし</p> <p>取締役就任後開催された 取締役会出席回数 開催21回／出席21回</p>	<p>平成15年12月 株式会社フィオシス・コンサルティング（現株式会社キーポート・ソリューションズ）代表取締役社長（現任）</p> <p>平成16年5月 株式会社オーディーケイ情報システム取締役</p> <p>平成20年6月 株式会社ビット・クルーズ代表取締役会長</p> <p>平成25年3月 株式会社Fanet（現株式会社K-ZONE）取締役（現任）</p> <p>平成27年5月 当社専務執行役員</p> <p>平成27年10月 Profit Cube株式会社取締役</p> <p>平成28年3月 当社取締役専務執行役員（現任）</p> <p>平成29年1月 Profit Cube株式会社取締役会長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、当社グループの様々な事業の業務執行を牽引し、長年の経験によりグループ企業経営及び事業会社の運営に係る豊富な見識・実績を有しており、取締役として適任であると判断し、取締役の候補者といいたしました。</p>
4	<p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p> <p>ふくだ たかし 福田 敬 (昭和23年12月3日生)</p> <p>所有する当社株式の数 6,200株</p> <p>当社との特別の利害関係 なし</p> <p>取締役会出席回数 開催26回／出席26回</p>	<p>昭和46年4月 日商エレクトロニクス株式会社入社</p> <p>平成8年4月 NISSHO ELECTRONICS (U.S.A.) CORP.社長</p> <p>平成9年6月 日商エレクトロニクス株式会社取締役</p> <p>平成15年6月 同社代表取締役専務執行役員</p> <p>平成18年8月 当社取締役（現任）</p> <p>平成23年2月 SIOS Technology Corp.取締役（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、IT業界において経営の経験が豊富であり、当社グループの経営に対する確かな助言をいただけるものと判断し、社外取締役の候補者といいたしました。</p>

- (注) 1. 福田敬氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 福田敬氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、本定時株主総会で再任が承認された場合は、引き続き独立役員としての届出を継続する予定であります。
3. 社外取締役の独立性について
福田敬氏は、これまで当社の業務執行取締役、使用人であったことはありません。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結のときをもって10年7ヶ月間であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、現行定款第31条の規定により福田敬氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本定時株主総会で再任が承認された場合は、責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める限度額であります。
5. 上記候補者の有する当社の株式数は、平成28年12月31日現在のものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に関する定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p>新任</p> <p>ひらまつ ゆうき 平松 祐樹 (昭和33年3月15日生)</p> <p>所有する当社株式の数 500株</p> <p>当社との特別の利害関係 なし</p> <p>取締役会出席回数 開催26回／出席26回</p>	<p>昭和58年4月 日本警備保障株式会社（現セコム株式会社）入社 平成元年8月 日興ベンチャーキャピタル株式会社（現アント・キャピタル・パートナーズ株式会社）入社</p> <p>平成16年5月 当社入社 平成20年4月 当社執行役員 平成23年3月 当社常勤監査役（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の管理部門を歴任し、内部統制・リスクマネジメント等の豊富な経験を有しており、監査等委員である取締役として適任であると判断し、監査等委員である取締役の候補者といたしました。</p>
2	<p>新任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p> <p>ふるはた かつみ 古畑 克巳 (昭和27年4月25日生)</p> <p>所有する当社株式の数 一株</p> <p>当社との特別の利害関係 なし</p> <p>取締役会出席回数 開催26回／出席26回</p>	<p>昭和50年10月 監査法人中央会計事務所入所 昭和56年10月 公認会計士古畑克巳事務所代表（現任） 平成11年4月 当社監査役（現任） 平成13年3月 株式会社fellow代表取締役社長（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、当社社外監査役を務めた従来の経験から、当社の事業内容等に精通し、公認会計士としての知識と経験に基づき、当社グループの経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役の候補者といたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<p>新任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p> <p>は せ が わ ひろゆき 長 谷 川 紘 之 (昭和51年8月13日生)</p> <p>所有する当社株式の数 一株</p> <p>当社との特別の利害関係 なし</p> <p>監査役就任後開催された 取締役会出席回数 開催21回／出席21回</p>	<p>平成13年10月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 長島・大野・常松法律事務所入所</p> <p>平成23年4月 証券取引等監視委員会事務局</p> <p>平成25年2月 片岡総合法律事務所入所</p> <p>平成25年5月 ダイムラー・インシュアランスサービス日本株式会社監査役 (現任)</p> <p>平成26年1月 片岡総合法律事務所パートナー（現任）</p> <p>平成28年3月 当社監査役（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、弁護士としての専門的な知識・経験に基づき、当社グループの経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役の候補者といたしました。</p>

- (注) 1. 古畑克巳氏及び長谷川紘之氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 古畑克巳氏及び長谷川紘之氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、本定時株主総会で監査等委員である取締役の選任が承認された場合は、引き続き独立役員としての届出を継続する予定であります。
3. 社外取締役の独立性について
- ① 古畑克巳氏につきましては、これまで当社の業務執行取締役、使用人であったことはありません。同氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結のときをもって18年間であります。
- ② 長谷川紘之氏につきましては、これまで当社の業務執行取締役、使用人であったことはありません。同氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結のときをもって1年間であります。
4. 責任限定契約について
- 当社は、現行定款第41条の規定により古畑克巳氏及び長谷川紘之氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本定時株主総会で監査等委員である取締役の選任が承認された場合は、当社は、現行定款第31条の規定により、古畑克巳氏及び長谷川紘之氏との間で、責任限定契約を改めて締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める限度額であります。
5. 上記候補者の有する当社の株式数は、平成28年12月31日現在のものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に関する定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div> ふくだ たかし 福田 敬 (昭和23年12月3日生) 所有する当社株式の数 6,200株 当社との特別の利害関係 なし 取締役会出席回数 開催26回／出席26回	昭和46年4月 日商エレクトロニクス株式会社入社 平成8年4月 NISSHO ELECTRONICS (U.S.A.) CORP.社長 平成9年6月 日商エレクトロニクス株式会社取締役 平成15年6月 同社代表取締役専務執行役員 平成18年8月 当社取締役(現任) 平成23年2月 SIOS Technology Corp.取締役(現任)
	【補欠の社外取締役候補者とした理由】 同氏は、IT業界における豊富な経営経験に基づき、当社グループの経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者としていたしました。

- (注) 1. 福田敬氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 福田敬氏は、本定時株主総会で取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任が承認された場合は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合には、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。
3. 福田敬氏は、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、本定時株主総会で取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定ですが、監査等委員である取締役に就任した場合も、引き続き独立役員とする予定です。
4. 社外取締役の独立性について
 福田敬氏は、これまで当社の業務執行取締役、使用人であったことはありません。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結のときをもって10年7ヶ月間であります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
 当社は、現行定款第31条の規定により福田敬氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本定時株主総会で取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任が承認された場合は、引き続き責任限定契約を継続する予定ですが、福田敬氏が監査等委員である取締役に就任した場合も、引き続き責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める限度額であります。
6. 上記候補者の有する当社の株式数は、平成28年12月31日現在のものです。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成12年3月30日開催の第3回定時株主総会において、月額12,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当分を含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額144,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内）とすること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役報酬規程に基づき決定することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案通り承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に関する定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額54,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案通り承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に関する定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

(提供書面)

事業報告 (平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

招
集
ご
通
知

株
主
総
会
参
考
書
類

事
業
報
告

連
結
計
算
書
類
等

計
算
書
類
等

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、IT産業における急速な市場環境の変化をリードし、中期経営戦略で掲げた更なる成長の実現に向け、「Fintech(*1)を含む新たな領域での新規事業創出」「継続的な研究開発投資」「コアビジネスの競争力強化」に取り組んでいます。

当連結会計年度におきましては、「Fintechを含む新たな領域での新規事業創出」として、機械学習や人工知能に関する知識習得や業務への適用を支援する「サイオスAIアカデミー」「サイオスAI相談室」の提供を開始しました。

「継続的な研究開発投資」では、機械学習技術(*2)へ継続的な投資を行い、IT運用分析ソフトウェア(*3)「SIOS iQ(*4)」の新バージョンを発売し、製品の機能拡充に注力しました。

「コアビジネスの競争力強化」では、当社主力製品の「LifeKeeper(*5)」及びMFP向けソフトウェア製品(*6)の機能強化、クラウド(*7)向けオープンソースソフトウェア(*8) (以下、OSS) サービスの拡充等に努めました。

これらの結果、当連結会計年度におきましては、「コアビジネスの競争力強化」の成果として、当社単体の売上高が前年同期比13.7%増と二桁以上伸長したことに加え、前連結会計年度に株式会社キーポート・ソリューションズ (以下、KPS) 及びProfit Cube株式会社 (以下、PCI) を子会社化したことにより、売上高は12,080百万円と前年同期比29.0%増の大幅増収となりました。

利益面では、KPS及びPCIの増収効果による売上総利益の増加に加え、「コアビジネスの競争力強化」の成果として、既存事業の「LifeKeeper」、MFP向けソフトウェア製品、システム導入支援が順調に推移し、前年同期と比較して増益となり、営業利益は474百万円 (前年同期は営業損失111百万円)、経常利益は389百万円 (前年同期は経常損失137百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は254百万円 (前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失186百万円) となり、第2四半期連結会計期間に特別損失として計上しました過年度決算訂正関連費用139百万円を吸収し、大幅な増益となりました。当社グループの重視する経営指標であるEBITDA (営業利益+減価償却費+のれん償却額) は、653百万円 (前年同期はEBITDA△45百万円) となりました。

なお、当社個別決算において、当社の持分法適用会社の株式について減損処理を行い、特別損失として関係会社株式評価損119百万円を計上しました。この関係会社株式評価損については、連結上は相殺されるため、連結決算に与える影響はありません。

各セグメントの業績は、次のとおりの結果となりました。

(オープンシステム基盤事業)

当社主力製品のひとつである「LifeKeeper」は、販売強化に取り組んだ結果、国内及び米州、欧州、アジア・オセアニアの全地域で順調な増収となりました。Red Hat Enterprise Linux(*9)をはじめとするRed Hat, Inc.関連商品は、営業・マーケティングの強化により好調な増収となりました。その他、OSSのサポートサービスやOSS関連商品も好調な増収となりました。これらにより、売上高は6,300百万円(前年同期比13.7%増)、セグメント利益は180百万円(前年同期はセグメント損失165百万円)となりました。

(アプリケーション事業)

当セグメントの売上高は、前連結会計年度に子会社化したKPS及びPCIが当セグメントに加わったことで大幅な増収となりました。また、MFP向けソフトウェア製品は順調な増収となり、システム導入支援も好調な増収となりました。これらにより、売上高は5,779百万円(前年同期比51.3%増)と大幅に増加、セグメント利益は293百万円(同421.8%増)となりました。

(報告セグメントごとの売上高及び受注高)

報告セグメント	売上高	受注高
オープンシステム基盤事業	6,300百万円	6,478百万円
アプリケーション事業	5,779百万円	5,976百万円

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(*1) Fintech (フィンテック)

Finance (金融) と Technology (技術) の融合による新たなテクノロジーのこと。

(*2) 機械学習技術

人間が行っている学習能力と同様の機能をコンピュータで実現しようとする技術、さまざまなデータから有益な情報を発掘するもの。

(*3) IT運用分析ソフトウェア

IT運用で発生するデータを分析し、実用的で分かりやすい情報へと変換するもの。

(*4) SIOS iQ

仮想及びクラウド環境においてアプリケーションの稼働状況を包括的に監視・分析・最適化し、パフォーマンスや効率性の向上、信頼性保護を図り、複雑な課題を解決する製品。

(*5) LifeKeeper

本番稼働のサーバーとは別に同じ環境の予備サーバーを待機させ、万が一の障害の際には自動的に予備サーバーに業務を引き継がせる役割を担うソフトウェア。

(*6) MFP向けソフトウェア製品

プリンタ、スキャナー、コピー、FAX等複数の機能を搭載した機器をMFP(Multi Function Peripheralの略)という。MFP上で利用できる文書管理ソフトウェア「Quickスキャン」「Speedoc」等の開発・販売・保守。

(*7) クラウド

従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、インターネット経由で提供するサービス。

(*8) オープンソースソフトウェア

ソフトウェアの設計図にあたるソースコードを無償で公開し、使用・改良・再配布ができるソフトウェア。

(*9) Red Hat Enterprise Linux

オープンソリューションプロバイダーRed Hat, Inc.が開発するLinux OS。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した企業集団の設備投資の総額は100百万円で、その主なものはオフィス移転に伴う内装、設備工事等の費用及び備品購入であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

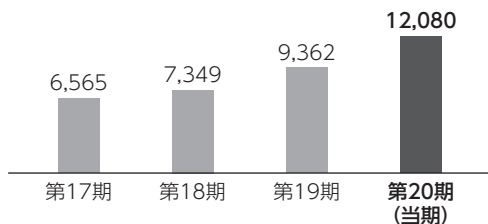
① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (平成25年12月期)	第 18 期 (平成26年12月期)	第 19 期 (平成27年12月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (平成28年12月期)
売 上 高 (千円)	6,565,461	7,349,565	9,362,562	12,080,054
親会社株主に帰属する当期 純利益金額又は当期純損失 (千円) 金額 (△)	99,451	16,570	△186,364	254,494
1 株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 (△) (円)	11.42	1.89	△21.67	29.56
総 資 産 (千円)	3,194,953	3,651,958	5,642,680	5,256,168
純 資 産 (千円)	1,656,113	1,615,176	1,414,031	1,647,593

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
 2. 当社は、平成25年7月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これに伴い、第17期連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)を算定しております。
 3. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第17期から第19期までの企業集団の財産及び損益の状況の推移については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

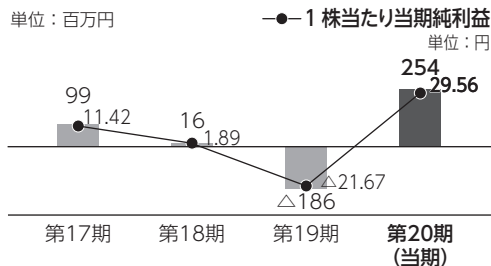
売上高

単位：百万円



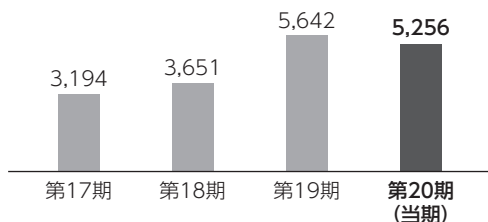
親会社株主に帰属する当期純利益

単位：百万円



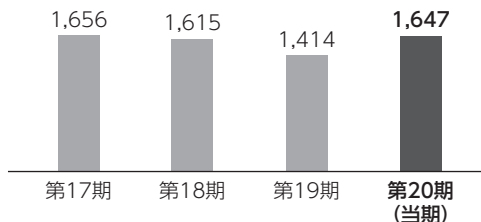
総資産

単位：百万円



純資産

単位：百万円



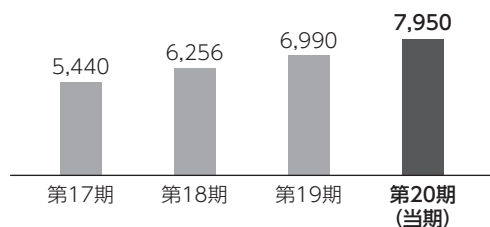
② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (平成25年12月期)	第 18 期 (平成26年12月期)	第 19 期 (平成27年12月期)	第 20 期 (当 事 業 年 度) (平成28年12月期)
売 上 高 (千円)	5,440,442	6,256,061	6,990,010	7,950,611
当期純利益金額又は 当期純損失金額 (△) (千円)	67,423	151,753	△109,433	△7,172
1 株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 (△) (円)	7.74	17.30	△12.73	△0.83
総 資 産 (千円)	3,048,415	3,549,580	4,752,550	4,629,170
純 資 産 (千円)	1,913,510	1,926,488	1,776,243	1,789,768

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
 2. 当社は、平成25年7月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これに伴い、第17期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)を算定しております。
 3. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第17期から第19期までの当社の財産及び損益の状況の推移については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

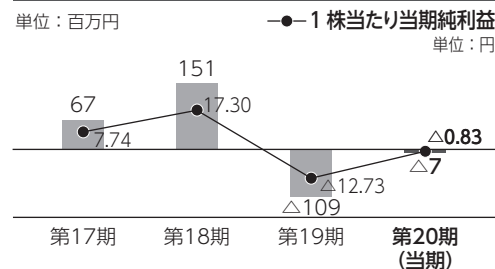
売上高

単位：百万円



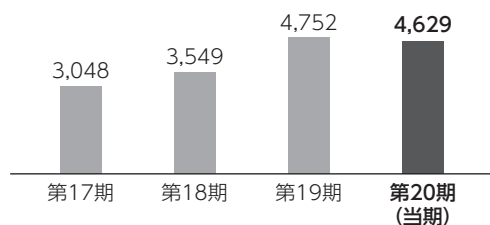
当期純利益

単位：百万円



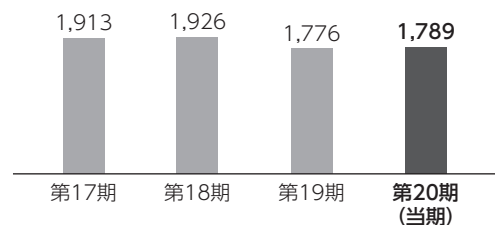
総資産

単位：百万円



純資産

単位：百万円



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況（平成28年12月31日現在）

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
SIOS Technology Corp.	16,965 千米ドル	100.0%	「LifeKeeper」「SIOS iQ」等の開発・販売・保守
株式会社グルージェント	36 百万円	100.0%	クラウドサービスの開発・販売、情報システムの受託開発
Glabio, Inc.	500 千米ドル	100.0%	情報システムの受託開発・保守
株式会社キーポート・ソリューションズ	232 百万円	100.0%	情報システムのコンサルティングサービス及び開発等
Profit Cube株式会社	380 百万円	100.0%	金融機関向け製品・サービスの開発・販売・保守

- ③ 持分法適用会社の状況（平成28年12月31日現在）

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社K-ZONE	75 百万円	34.0%	投資情報サイトの運営
BayPOS, Inc.	2,000 千米ドル	49.0%	飲食事業者向けの情報システムの開発・販売・保守

（注）株式会社K-ZONEは、株式会社キーポート・ソリューションズを通じての間接所有となっております。

- ④ 特定完全子会社の状況（平成28年12月31日現在）

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
Profit Cube株式会社	東京都品川区東品川二丁目2番20号	1,063百万円	4,629百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループの主な課題は、①グループ経営の強化、②コンプライアンス機能の強化、③人材の確保、④グローバル展開の推進と認識しており、具体的には、次に記載する事項に取り組みます。

① グループ経営の強化

当社グループは、持株会社体制への移行により、各事業会社において市場環境の変化に対応した迅速な意思決定を行い、グループ各社の高度なノウハウ、専門性を共有・活用することにより、グループ全体としてシナジーの最大化を目指します。また、グループ内に散在する共通の業務やシステムの標準化・集約化を図り、コスト面も含めてグループ価値の最大化を追求してまいります。

② コンプライアンス経営の強化

当社グループは、持株会社体制への移行により、グループ全体の業務の健全かつ適切な運営を確保することを通じ、コンプライアンス経営をより一層強化し、公正で透明な事業運営の推進に努めます。

③ 人材の確保

当社グループは、日本国内にとどまらず、米州、欧州、アジア・オセアニア地域等、グローバルに事業活動を展開しております。それぞれの地域で更なる成長を実現するためには、優秀な人材の確保が不可欠です。つきましては、地域に制限を持たず多様な人材の確保を推進してまいります。

④ グローバル展開の推進

当社グループは、米州、欧州、アジア・オセアニア地域等の販売網を拡大し、米国の研究開発を強化することにより、国際競争力を高めます。

(5) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

事業区分	事業内容
オープンシステム基盤事業	<ul style="list-style-type: none"> ・[LifeKeeper] [SIOS iQ] 等の開発・販売・保守 ・Red Hat, Inc.関連商品及びOSS関連商品の販売 ・サポートサービス「サイオスOSSよろず相談室」の提供 ・情報システムコンサルティングサービスの提供 ・その他関連製品・サービスの販売・提供
アプリケーション事業	<ul style="list-style-type: none"> ・MFP向けソフトウェア製品の販売 ・Google Apps連携のSaaS「Gluegentシリーズ」の提供 ・アプリケーション製品の販売 ・情報システムの受託開発 ・情報システムコンサルティングサービスの提供 ・金融機関向け製品・サービスの開発・販売・保守 ・その他関連製品・サービスの販売・提供

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年12月31日現在）

① 当社

名称	住所
本社	東京都港区
プラチナタワーオフィス	東京都港区
関西営業所	大阪府大阪市
中部営業所	愛知県名古屋市
九州営業所	福岡県福岡市

② 子会社

会社名	名称	住所
SIOS Technology Corp.	本社	California, USA
株式会社グルージェント	本社	東京都港区
Glabio, Inc.	本社	California, USA
株式会社キーポート・ソリューションズ	本社	東京都港区
Profit Cube株式会社	本社	東京都品川区

(7) 使用人の状況（平成28年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
416名（41名）	2名増（3名減）

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
160名（27名）	増減なし（2名減）	40.1歳	5.1年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先および借入額（平成28年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	525百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	164百万円
株式会社りそな銀行	164百万円
株式会社三井住友銀行	91百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成28年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,874,400株 (自己株式260,041株を含む。)
- ③ 株主数 3,241名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 大 塚 商 会	1,593,300株	18.50%
テ ン プ ス タ ッ プ 株 式 会 社	1,500,000株	17.41%
喜 多 エ ン タ ー プ ラ イ ズ 株 式 会 社	920,000株	10.68%
日 商 エ レ ク ト ロ ニ ク ス 株 式 会 社	746,300株	8.66%
喜 多 伸 夫	258,900株	3.01%
株 式 会 社 S B I 証 券	195,800株	2.27%
富 士 通 株 式 会 社	110,000株	1.28%
高 橋 典 正	108,400株	1.26%
近 藤 進 一	100,000株	1.16%
大 塚 厚 志	84,600株	0.98%

(注) 持株比率は、自己株式260,041株を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末における新株予約権の状況並びに当社役員の保有状況
(平成28年12月31日現在)

名 称	第5回新株予約権 (平成26年5月13日)	第6回新株予約権 (平成27年5月20日)
新株予約権の数	716個	1,512個
新株予約権の目的となる株式の数	71,600株	151,200株
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の発行価額	20.16円	5.00円
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき376円	1株につき536円
新株予約権の行使期間	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで	平成28年4月1日から 平成31年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 2
役員 保有状況		
当社取締役 (社外取締役を除く)		
保有者数	2名	2名
保有数	80個	182個
目的である株式の数	8,000株	18,200株
社外取締役		
保有者数	2名	2名
保有数	80個	180個
目的である株式の数	8,000株	18,000株
監査役		
保有者数	—	—
保有数	—	—
目的である株式の数	—	—

- (注) 1. 第5回新株予約権の行使の条件は、平成26年5月13日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定められております。
2. 第6回新株予約権の行使の条件は、平成27年5月20日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定められております。
3. 第5回新株予約権は当社の取締役及び使用人並びに国内子会社の取締役に交付されたものであります。
4. 第6回新株予約権は当社並びに国内子会社の取締役及び使用人に交付されたものであります。

- ② 当事業年度中に職務の対価として当社役員及び当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	喜 多 伸 夫	最高業務執行役員 SIOS Technology Corp.取締役 株式会社グルージェント取締役 Glabio, Inc.取締役 BayPOS, Inc.取締役 Profit Cube株式会社取締役会長
取 締 役	大 塚 厚 志	専務執行役員 株式会社キーポート・ソリューションズ取締役
取 締 役	森 田 昇	専務執行役員 株式会社キーポート・ソリューションズ代表取締役社長 Profit Cube株式会社取締役
取 締 役	福 田 敬	SIOS Technology Corp.取締役
取 締 役	藤 枝 純 教	グローバル情報社会研究所株式会社代表取締役社長 The Open Group日本代表・会長 一般社団法人CRM協議会代表理事・会長 SIOS Technology Corp.取締役 京都大学ITアドバイザー
常 勤 監 査 役	平 松 祐 樹	該当事項なし
監 査 役	古 畑 克 巳	公認会計士 株式会社fellow代表取締役社長
監 査 役	長 谷 川 紘 之	弁護士 片岡総合法律事務所パートナー ダイムラー・インシュアランスサービス日本株式会社監査役

- (注) 1. 取締役福田敬氏及び藤枝純教氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役古畑克巳氏及び長谷川紘之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役古畑克巳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役長谷川紘之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 取締役福田敬氏及び藤枝純教氏、監査役古畑克巳氏及び長谷川紘之氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
 6. 齋藤哲男氏は、平成28年3月29日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社が定款の規定に基づき社外取締役全員及び社外監査役全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次の通りであります。

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

③ 社外取締役及び社外監査役に関する事項

イ. 当事業年度中の取締役会、監査役会での活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	福 田 敬	当事業年度開催の取締役会26回のうち、26回全てに出席し、社外取締役として、幅広いIT業界の経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	藤 枝 純 教	当事業年度開催の取締役会26回のうち、21回に出席し、社外取締役として、幅広いIT業界の経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	古 畑 克 巳	当事業年度開催の取締役会26回のうち、26回全てに、また、監査役会29回のうち、29回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から必要な発言を適宜行っております。
	長谷川 紘 之	社外監査役就任後に開催された取締役会21回のうち、21回全てに、また、監査役会22回のうち、22回全てに出席し、主に弁護士としての専門的な見地から必要な発言を適宜行っております。

ロ. 重要な兼職の状況及び当社との関係（平成28年12月31日現在）

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	福 田 敬	SIOS Technology Corp.取締役
	藤 枝 純 教	グローバル情報社会研究所株式会社代表取締役社長 The Open Group日本代表・会長 一般社団法人CRM協議会代表理事・会長 SIOS Technology Corp.取締役 京都大学ITアドバイザー
監 査 役	古 畑 克 巳	株式会社fellow代表取締役社長
	長谷川 紘 之	片岡総合法律事務所パートナー ダイムラー・インシュアランスサービス日本株式会社監査役

- (注) 1. SIOS Technology Corp.は、当社の完全子会社であります。
2. グローバル情報社会研究所株式会社、The Open Group、一般社団法人CRM協議会、京都大学、株式会社fellow、片岡総合法律事務所及び、ダイムラー・インシュアランスサービス日本株式会社と当社との間には、資本関係及び重要な取引関係はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5名	75,072千円
(うち社外取締役)	(2名)	(9,900千円)
監 査 役	4名	18,634千円
(うち社外監査役)	(3名)	(6,634千円)
合 計	9名	93,706千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成12年3月30日開催の第3回定時株主総会において月額12,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当分を含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成12年3月30日開催の第3回定時株主総会において月額4,500千円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末時点の人員数は、取締役5名、監査役3名ですが、上記の支給人員との差異は、平成28年3月29日開催の第19回定時株主総会の終結をもって退任した監査役（社外監査役）1名を含めていることによるものであります。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	61,400千円
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61,400千円

(注) 1. 当社は会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。

2. 支払額61,400千円には、会社法及び金融商品取引法に基づく当社の過年度決算の訂正にかかる監査業務に対する報酬等30,000千円が含まれております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

(5) 会社の体制及び方針

(業務の適正を確保するための体制)

当社は平成28年12月15日開催の取締役会において、内部統制システム基本方針の一部改定を決議しました。改定後の内容は、次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「誠実・Integrity」を、取締役及び使用人が共有する価値観であるSIOS VALUESのひとつと定め、SIOS VALUESの浸透に向けた活動を通じ、高い倫理性を持った企業風土の醸成に努める。
- ② 当社は、コンプライアンス規程を制定するとともに、社長を委員長とし、監査役及び内部監査室を特別委員とするコンプライアンス委員会を設置する。当該委員会は、コンプライアンス体制の確立・強化に向けた施策を立案・実施するとともに、コンプライアンスに関する課題・対応状況について取締役会に報告する。
- ③ 当社は、公益通報者保護規程を制定し、従業員からの通報を受ける社内の通報窓口を当社の法務部に、社外の通報窓口を社外の法律事務所内（弁護士）に設置する。また、公益通報者保護法の趣旨を踏まえて、より広い範囲で通報処理体制を設け、その運用について周知徹底を図り、法令及び定款の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- ④ 取締役は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。
- ⑤ 内部監査室は、監査役との連携を図り、取締役の職務の執行の法令及び定款の適合状況を監査し、監査結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程等に基づき、適切に保存し、管理する。
- ② 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 各部門は、様々な業務の運営に係る種々のリスクの識別、分析、評価を行い、優先的に対応すべきリスクを選定し、その対応策を立て、それを実施する。
- ② 内部監査室は、各部門のリスク管理の状況を監査し、監査結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生又は発生するおそれが生じた場合の体制と対策組織の編成方針を定める。
- ④ 不測の事態が発生した場合には、前号③の方針の定めに基づき、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会が選任した執行役員に対し、執行役員規程等に定められた範囲で職務の執行を委任し、取締役会及び取締役がその職務の執行を監督し、責任を負う。当社は、取締役及び執行役員共に任期を1年と定めることで、変化と競争の激しい経営環境に機敏に対応する体制をとる。
- ② 取締役会は、経営上重要な事項について、取締役及び執行役員から定期的に経営状況等の報告を受けることにより、取締役及び執行役員の職務の執行が、関係法規に照らし、善良なる管理者の注意義務を尽くした適切な経営判断となるよう監督する。
- ③ 取締役会は、全社的な目標として年度予算及び方針を決定し、取締役及び執行役員による業務執行を監督する。
- ④ 取締役及び執行役員は、目標達成に向け、迅速な意思決定及び機動的な業務執行を行うよう努める。
- ⑤ 取締役及び執行役員は、取締役会で目標達成に向けた進捗状況を報告し、取締役会は必要に応じ、目標を修正する。
- ⑥ 取締役及び執行役員、その他重要な使用人の業務執行の権限及び責任を明確にするため、職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携を図る。

(5) 会社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社子会社に対する管理及び監視体制

当社は、関係会社管理規程を制定し、原則として経営管理部が子会社を管理するとともに、各子会社に取締役及び監査役を派遣し、業務の適正を監視する。

② 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社子会社における経営上重要な事項について、関係会社管理規程に則り、当社取締役会若しくは当社代表取締役社長による承認又は報告を義務付ける。

③ 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、当社子会社において、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生又は発生するおそれが生じた場合の体制と対策組織の編成方針を定める。

ロ. 当社は、当社子会社において不測の事態が発生した場合には、前記イ.の方針の定めに基づき、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。

ハ. 当社の内部監査室は、当社子会社のリスク管理の状況を監査し、監査結果を当社代表取締役社長及び当社監査役に報告する。

④ 当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、連結ベースで年度予算を策定し、その進捗状況は当社取締役会に報告され、取締役会は適時適切に監督を行う。

⑤ 当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、当社のコンプライアンス規程に基づき、当社子会社に対しても、当社と同様のコンプライアンス体制を運用するよう監督する。

- ロ. 当社の内部監査室は、監査役との連携を図り、当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行の法令及び定款の適合状況を監査し、監査結果を当社代表取締役社長及び当社監査役に報告する。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- ① 当社の監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとする。
 - ② 配置に当たっての具体的な内容（使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等）については、当社の監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
 - ③ この場合、当該使用人は監査補助業務に関しては当社の監査役の指示命令に従うものとする。
- (7) 当社の監査役への報告に関する体制
- ① 当社の取締役、執行役員及び使用人は、法定の事項、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項やその経過報告が必要な事項について、直接若しくは業務上の報告体制に基づき、速やかに当社の監査役に報告する。
 - ② 当社の取締役、執行役員及び使用人は、当社の監査役が職務の執行に必要な情報の提供を求めた場合には、速やかに対応する。
 - ③ 当社子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社監査役に報告をするための体制
- イ. 当社子会社の監査役は、当社監査役と報告会を設け、情報の共有化を図る。
- ロ. 当社の監査役は、当社及び当社子会社において、監査上重要だと判断した子会社については、当該子会社の取締役会にオブザーバーとして出席することができるものとする。
- ハ. 当社の監査役は、直接又は当社のコンプライアンス委員会を通じて、当社子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者から、必要に応じて、随時報告を受けることができるものとする。
- (8) 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、公益通報者保護規程を制定し、直接又はコンプライアンス委員会を通じて当社の監査役へ報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (9) 当社の監査役の仕事の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、当社の監査役が職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をしたときは、明らかに当該監査役の仕事の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払うものとする。
- (10) その他当社の監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の監査役会は、年間の監査計画を策定し、取締役会に報告するとともに、当該監査の実効性の確保のための必要な施策の実施を取締役及び取締役会に対して求めることができるものとする。

- ② 当社の取締役は、当社の監査役の監査計画に基づく監査が効率的に実施されるよう、必要に応じて担当部署に対して指示を行うものとする。
- ③ 監査の実効性を確保するため、当社は、以下の方針に基づき、監査役監査の環境整備に努める。
 - イ. 当社の監査役が当社代表取締役社長と定期的に意見交換を実施できること
 - ロ. 当社の監査役が監査において必要な社内会議へ出席する機会を不当に制限されないこと
 - ハ. 当社の監査役の過半数は社外監査役とし、監査役会の独立性及び透明性を確保すること

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、法令、社会的規範等の遵守を謳ったコンプライアンス規程を制定するとともに、反社会的勢力排除規程を設け、反社会的勢力及び団体との関係遮断を掲げ、関係排除に取り組むものとする。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- イ. 当社は、反社会的勢力排除規程において、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業活動の健全な発展を阻害する反社会的勢力や団体との関係を完全に遮断し、不当な要求には応じないことを明示するものとする。
- ロ. 日常の管理は法務部が担当する。

(12) 財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うための体制

- ① 当社は、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うため、財務報告に係る内部統制基本方針書において、当社及び当社子会社の財務報告の信頼性を確保するための基本的な方針の設定、方針の展開、内部統制の整備・運用及び評価における全社的な管理体制、日程、手続きに関する人員及びその編成並びに教育・訓練の方法等を定めるものとする。
- ② 当社監査役は、財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備し、その基本方針に基づき以下を実施しました。

(1) 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

当社では、取締役5名のうち2名は社外取締役、監査役3名のうち2名は社外監査役であり、経営監視機能の客観性及び中立性は十分確保される体制となっています。取締役会は26回開催され、当社と利害関係を有しない社外取締役、社外監査役が出席し、取締役の職務執行の適法性を確保し、適正性及び効率性を高めることに努めました。また、内部監査室は部門に対する監査を実施しており、監査の結果を代表取締役社長及び監査役に報告し、代表取締役社長は部門の責任者に対し指摘事項の改善を指示し、内部監査室は改善状況をモニタリングしています。

(2) コンプライアンスに対する取り組みの状況

当社及び当社子会社の取締役及び使用人に向けて、コンプライアンスの重要性に関するメッセージを社員集会等で発信し、コンプライアンス委員会を適宜開催するとともに、情報セキュリティ、インサイダー取引防止、ハラスメント対策等、法令の遵守に関する社内研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

(3) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取り組みの状況

当社子会社の経営管理につきましては、関係会社管理規程に従い、経営管理部にて子会社の経営管理体制を整備・統括するとともに、当社から各子会社に取締役及び監査役を派遣し業務の適正を監視しています。また、内部監査室は子会社に対する監査を実施しており、監査の結果を代表取締役社長及び監査役に報告し、代表取締役社長は子会社の社長に対し指摘事項の改善を指示し、内部監査室は改善状況をモニタリングしています。

(4) 監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

監査役は取締役会等の重要な会議への出席、代表取締役との定期的な意見交換、会計監査人及び内部監査部門との連携等により、監査の実効性の向上に努めています。監査役会は29回開催され、監査に関する重要な事項について協議・決議を行いました。

(5) 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

反社会的勢力排除に向けた取り組みは、新規取引先については事前にチェックを行い、毎年1回は継続取引先についても調査を行っています。また、取引先との間で締結する基本契約書では取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を明記するとともに、役職員の入社時には反社会的勢力との関わりを持たない旨の「誓約書」の提出をルールとしています。

(6) その他

当連結会計年度に発覚した当社子会社の不適切な会計処理等につきましては、再発防止策として、「1. 企業買収等の際の深度ある調査の実施」「2. 当社及びグループ子会社の管理体制の強化」「3. 当社及びグループ子会社におけるコンプライアンス意識の徹底」を公表し、平成28年12月末日までに全ての実施が完了いたしました。今後も引き続き、当社及びグループ子会社のコンプライアンス体制を強化し、コンプライアンスの遵守を確実なものいたします。

(剰余金の配当等の決定に関する方針)

当社は、経営成績、財政状態及び今後の事業展開を勘案し、必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を継続していくことを基本方針としております。

当連結会計年度におきましては、中期経営計画の実現を目指し、研究開発活動を優先的に行ったことから無配とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については、表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類等

連結貸借対照表 (平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
●資産の部		●負債の部	
流動資産	3,615,398	流動負債	2,541,654
現金及び預金	1,923,658	買掛金	443,227
受取手形及び売掛金	1,346,923	短期借入金	30,000
仕掛品	56,008	1年内返済予定の長期借入金	132,283
繰延税金資産	45,866	リース債務	2,110
前渡金	128,189	未払法人税等	65,018
その他	114,951	前受金	1,409,377
貸倒引当金	△200	賞与引当金	24,556
固定資産	1,640,770	その他	435,080
有形固定資産	193,521	固定負債	1,066,920
建物	109,119	長期借入金	812,988
工具器具備品	76,222	繰延税金負債	52,625
リース資産	8,180	退職給付に係る負債	178,589
無形固定資産	971,347	リース債務	6,862
のれん	753,414	長期預り金	9,767
その他	217,931	その他	6,086
投資その他の資産	475,901	負債合計	3,608,575
投資有価証券	171,942	●純資産の部	
退職給付に係る資産	27,674	株主資本	1,770,954
差入保証金	229,513	資本金	1,481,520
繰延税金資産	17,421	資本剰余金	466,657
その他	39,316	利益剰余金	△67,044
貸倒引当金	△9,966	自己株式	△110,178
資産合計	5,256,168	その他の包括利益累計額	△151,477
		その他有価証券評価差額金	14,008
		為替換算調整勘定	△165,485
		新株予約権	28,116
		純資産合計	1,647,593
		負債・純資産合計	5,256,168

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

連結損益計算書 (平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	高価		12,080,054
販売	利益		7,712,419
営業	金		4,367,635
売上	管理		3,893,021
費	費		474,613
及び	金		
業	益		
業	益		
受	利	1,338	
受	息	729	
業	金	2,490	
受	料	5,684	
そ	金	4,054	14,297
営業	他		
業	用		
外	利	6,238	
費	差	8,417	
用	損	8,151	
支	用	65,176	
為	損	5,668	
投	失	5,399	99,052
持	他		
補	額		
助	入		
金	額		
返	他		
還	額		
に	額		
伴	額		
う	額		
加	額		
算	額		
金	額		
引	額		
当	額		
金	額		
繰	額		
入	額		
額	額		
経	額		
常	額		
別	額		
利	額		
益	額		
金	額		
益	額		
特	額		
投	627		
資	1,289		1,916
有			
価			
証			
券			
売			
却			
益			
特			
固	6,598		
定	260		
資	1,550		
産	13,886		
除	139,212		
却	4,703		166,211
損			
損			
損			
損			
損			
損			
他			
特			
税			
金			
等			
調			
整			
前			
当			
期			
純			
利			
益			
金			
額			
税			
法			
人			
税			
及			
び			
事			
業			
税			
額			
調			
整			
額			
当			
期			
純			
利			
益			
金			
額			
非			
支			
配			
株			
主			
に			
帰			
属			
す			
る			
当			
期			
純			
利			
益			
金			
額			
親			
会			
社			
株			
主			
に			
帰			
属			
す			
る			
当			
期			
純			
利			
益			
金			
額			

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月15日

サイオステクノロジー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 高 弘 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 江 下 聖 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サイオステクノロジー株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイオテクノロジー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類等

貸借対照表 (平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
●資産の部		●負債の部	
流動資産	1,585,094	流動負債	1,768,262
現金及び預金	267,626	買掛金	368,083
売掛金	922,074	関係会社短期借入金	100,000
仕掛品	15,054	1年内返済予定の長期借入金	123,120
繰延税金資産	18,418	未払金	102,144
前渡金	286,773	未払費用	49,663
前払費用	57,128	リース債務	822
未収入金	23,898	未払法人税等	37,040
その他の金	635	未払消費税等	44,922
貸倒引当金	△6,514	前受り金	904,617
		預り金	35,990
固定資産	3,044,075	その他	1,855
有形固定資産	101,294	固定負債	1,071,139
建物	65,798	長期借入金	782,980
工具器具備品	31,940	関係会社長期借入金	114,160
リース資産	3,556	繰延税金負債	6,603
無形固定資産	59,254	退職給付引当金	153,242
商標権	1,571	関係会社事業損失引当金	1,368
ソフトウェア	51,022	リース債務	3,017
ソフトウェア仮勘定	5,633	長期預り金	9,767
その他	1,028	負債合計	2,839,401
投資その他の資産	2,883,526	●純資産の部	
投資有価証券	128,954	株主資本	1,771,519
関係会社株式	2,534,361	資本金	1,481,520
関係会社長期貸付金	63,000	資本剰余金	476,079
差入保証金	196,700	その他資本剰余金	476,079
その他	28,406	利益剰余金	△75,902
貸倒引当金	△67,895	その他利益剰余金	△75,902
資産合計	4,629,170	繰越利益剰余金	△75,902
		自己株式	△110,178
		評価・換算差額等	16,049
		その他有価証券評価差額金	16,049
		新株予約権	2,199
		純資産合計	1,789,768
		負債・純資産合計	4,629,170

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

損益計算書 (平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,950,611
売上原価	5,735,992
売上総利益金額	2,214,618
販売費及び一般管理費金額	1,979,312
営業利益金額	235,306
営業外収益	
受取利息	638
為替差益	7,518
業務委託料	9,190
関係会社経営管理料	47,000
その他の	7,379
営業外費用	
支払利息	5,843
投資事業組合運用損	8,151
貸倒引当金繰入額	4,895
経常利益金額	18,890
特別利益	
新株予約権戻入益	1,289
特別損失	
固定資産除却損	1,299
関係会社株式評価損	119,991
関係会社事業損失引当金繰入額	8,484
投資有価証券評価損	13,886
ゴルフ会員権評価損	1,550
過年度決算訂正関連費用	139,212
その他の	918
税引前当期純利益金額	285,341
法人税、住民税及び事業税	4,090
法人税等調整額	30,162
当期純損失金額(△)	△18,898
	11,263
	△7,172

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月15日

サイオステクノロジー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 森 田 高 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 江 下 聖 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サイオステクノロジー株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において、誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月16日

サイオテクノロジー株式会社 監査役会

常勤監査役 平松 祐樹 ㊟

社外監査役 古畑 克巳 ㊟

社外監査役 長谷川 紘之 ㊟

以上

インターネットによる議決権行使について

◎議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承の上、ご投票ください。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。(議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となりますのでご注意ください。) なお、携帯電話を操作端末として用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
2. インターネットによる議決権行使は、平成29年3月28日(火曜日)午後5時30分までに行使されるようお願いいたします。
3. インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
4. インターネットと議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 なお、双方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
5. 議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金)などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

◎パスワードのお取り扱いについて

1. パスワードは、ご投票される方が株主ご本人であることを確認する手段です。暗証番号と同様に大切に保管願います。
2. パスワード紛失時の再発行はいたしかねます。また、お電話によるご照会にもお答えできません。
3. 今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。(次回の株主総会の際には、新たなパスワードを発行いたします。)

◎議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. ハードウェアの環境
 - (1) インターネットにアクセスできる状態であること
 - (2) 解像度800×600 (SVGA) 以上のモニターを使用できる状態であること
2. ソフトウェアの環境

次のソフトを使用できる状態であること

 - (1) ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
 - (2) PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader™ または、Ver.6.0以降の Adobe® Reader®

※ Adobe® Acrobat® Reader® 及び Adobe® Reader® は、当サイト上で総会関係資料のご参照、議案内容のご参照をされる場合のみ必要となります。

(Internet Explorer は 米 国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader® 及 び Adobe® Reader® は 米 国 Adobe Systems Incorporated の 米 国 及 び 各 国 での登録商標、商標及び製品名です。)

◎インターネットでの議決権行使でパソコン等の操作方法がご不明な場合

- (1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号 0120-652-031 (土日祝日除く 9:00~21:00)

- (2) 上記 (1) 以外のご登録の住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター 電話番号 0120-782-031 (フリーダイヤル) (9:00~17:00)
--

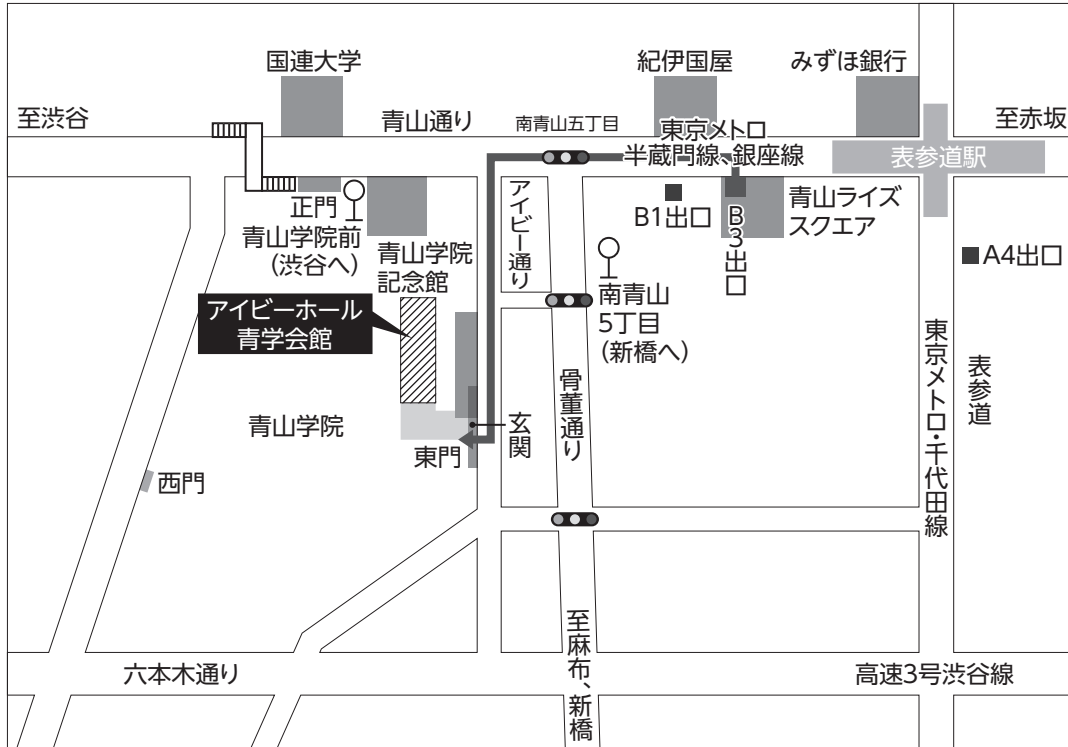
株主総会 会場ご案内

会場

アイビーホール（青学会館） 3階 「ナルド」

東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号

電話 (03)3409-8181 (代表)



交通

●東京メトロ 銀座線・半蔵門線・千代田線

表参道駅 B1出口 徒歩約5分

●都営バス

渋谷駅前から新橋駅北口行き 南青山5丁目 下車

新橋駅北口から渋谷駅前行き 青山学院前 下車

※駐車台数に限りがございますので、
なるべく最寄りの交通機関をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。